

スーパーマーケットや診療所などが不足する地域での 新規出店などを応援します！

～厚木市生活利便施設立地促進事業補助金のご案内～



施設整備費の一部及び土地建物賃借料を5年間補助します

さらに…

- ・調剤所を合わせて整備する場合は補助金額を上乗せ！
- ・太陽光発電設備や蓄電システムなどの整備も支援します！



スーパーマーケット 最大 **1** 億円！

ドラッグストア 最大 **5** 千万円！

コンビニエンスストア 最大 **2** 千万円！

診療所 最大 **2** 千 **100** 万円！

自家消費型
太陽光発電設備等 最大 **435** 万円！

厚木市

都市計画課 ☎(046)225-2400

・詳細は裏面または市ホームページをご覧ください



厚木市生活利便施設立地促進事業補助金の概要

1. 補助対象者

補助対象エリア内において、スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア、診療所の新規出店または開設等をし、継続して5年間事業を行う事業者

2. 補助対象施設、補助対象経費等

(1)生活利便施設整備費

補助対象施設	補助対象経費及び補助金額※5	補助上限額	補助対象エリア
スーパーマーケット※1	① 施設整備費※6 施設整備費の2分の1に相当する額	1億円 (年2千万円)	次のいずれかに該当するもの 1 公共交通利便性強化路線※8の沿線 2 施設が不足する地区※9 ※いずれの場合も、補助対象施設を中心としたおおむね半径1kmの区域内に同類の施設がないこと(スーパーマーケットとドラッグストアは同類の施設とする。)※10
ドラッグストア※2	② 土地・建物賃借料 事業を開始した日から5年間分の賃借料に相当する額	5千万円 (年1千万円)	
コンビニエンスストア※3	③ 調剤所整備費※7 (診療所に限る。)調剤所整備費の2分の1に相当する額	2千万円 (年400万円)	公共交通利便性強化路線※8の沿線で、補助対象施設を中心としたおおむね半径500mの区域内に同類の施設がないこと
内科を有する診療所※4	補助金額は①、②及び③の合計額または補助上限額のいずれか小さい額	2千万円 (年400万円) 調剤所を整備した場合 2千100万円 (年420万円)	公共交通利便性強化路線※8の沿線で、補助対象施設を中心としたおおむね半径800mの区域内に同類の施設がないこと

(2)自家消費型太陽光発電設備整備費

補助金額	補助上限額
自家消費型太陽光発電設備整備費の3分の1に相当する額または当該設備の発電出力に1kW当たり7万円を乗じた額のいずれか低い額	420万円 (年84万円)

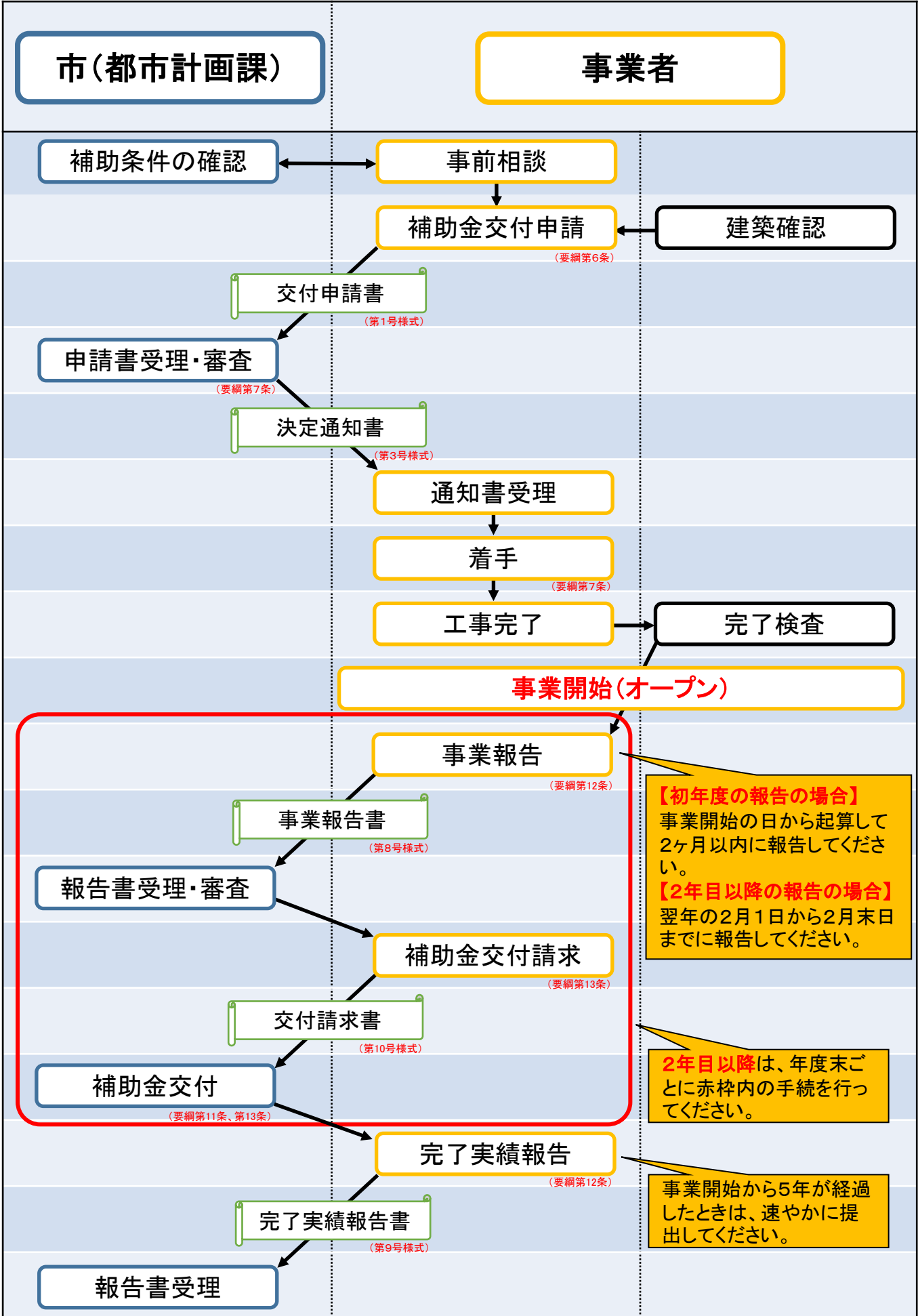
(3)蓄電システム等整備費

補助金額	補助上限額
蓄電システム等整備費の3分の1に相当する額	15万円(年3万円)

(備考)

- ※1 日本標準産業分類で定義された総合スーパーマーケットまたは食料品スーパーマーケット(店舗面積500㎡以上のものに限る。)をいう。
- ※2 日本標準産業分類で定義されたドラッグストア(店舗面積500㎡以上で、かつ、生鮮食料品を含む飲食料品を店舗面積の20%以上とするものに限る。)をいう。
- ※3 日本標準産業分類で定義されたコンビニエンスストアをいう。
- ※4 医療法第1条の5第2項に定める診療所のうち、内科または内科と組み合わせた診療科を標榜する診療所をいう。
- ※5 補助金額は5年間で均等に分割して交付する。
- ※6 施設整備費は、土地・建物取得費、設計費、除却費、造成費、建設費、改装費、機材購入費をいう。
- ※7 調剤所整備費は、建設費、改装費、機材購入費をいう。ただし、補助対象施設を中心としたおおむね半径800mの区域内に薬局がない場合であって、院内処方を目的に当該診療所の敷地内に当該診療所の整備と合わせて整備したときに限る。
- ※8 「公共交通利便性強化路線」とは、厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画に定めるバス路線をいう。
- ※9 「施設が不足する地区」とは、上依知、山際、関口、中依知、下依知、金田、宮の里をいう。
- ※10 「施設が不足する地区」においてスーパーマーケットを新規出店する場合は、スーパーマーケットを中心としたおおむね半径1,000mの区域内にスーパーマーケットがないものとし、おおむね半径500mの区域内にドラッグストアがないものとする。

3. 補助金交付の流れ



4. よくある質問

Q1. どのような事業者が補助対象者となりますか？

A1. 本補助金の対象者は、スーパーマーケットや診療所などの生活利便施設が不足している地域や1日片道30本以上のバスが運行するバス路線沿線に、生活利便施設を新規に出店または開設等をし、継続して5年以上運営する事業者が対象になります。

Q2. これから新規に事業を行いたいのですが、補助の対象となりますか？

A2. 補助金交付申請書には直近3年分の決算報告書を添付することになっておりますが、新規に事業を行う場合は、事業計画書等の内容を審査し判断します。

Q3. 店舗を新築し、土地と併せて事業者が貸すオーナーは、補助対象者になりますか？

A3. 補助対象者は、店舗等を新規出店し、5年以上運営する事業者（経営者）となりますので、事業に携わらないオーナーは補助対象者となりません。

Q4. 既存建物を賃借して出店する場合も補助の対象となりますか？

A4. 対象となります。賃借の場合は、事業の運営開始から5年間分の賃料を、1年ごとに分割して支払います。

Q5. 出店予定場所が補助対象エリアに該当するかわかりません。

A5. 事前相談の際、該当地の位置図（案内図）を提出してください。市で現地調査等を行い補助対象エリアか確認します。

Q6. 「補助事業」と「事業」の違いはなんですか？

A6. 「補助事業」とは、店舗等をオープンし、5年間運営するまでをいい、「事業」とは、店舗等をオープンしてから運営することをいいます。

Q7. この補助金は課税対象になりますか？

A7. 法人登記している事業者は法人税法による課税対象になり、個人事業者は所得税法による課税対象となります。詳しくは厚木税務署にお問い合わせください。

Q8. 申請手続はどの様に行えばよいですか？

A8. 補助金交付申請の前に、必ず事前相談を行ってください。その際、事業計画の内容を聴取しますので、位置図（案内図）、事業スケジュール表、事業計画書など事業計画が分かる資料を持参してください。その後、申請方法等についてご案内します。

《お問合せ先》

厚木市 都市みらい部 都市計画課 まちづくり政策係
〒243-8511 厚木市中町3-17-17 第二庁舎12階
電話 (046)225-2400 FAX (046)222-8792
E-MAIL 4600@city.atsugi.kanagawa.jp